

橿原市 排水設備工事指定工事店 更新申請要領

1. 申請に必要な書類 各一部提出すること

(各書類には、印鑑登録証明書の印を押印すること。)

- ① 排水設備工事指定工事店指定（更新）申請書（様式第1号）
- ② 登録手数料の領収書(納入通知書兼領収書(同封))またはその写し
- ③ 金銭の授受その他営業に関する使用印鑑届（様式第2号）
- ④ 印鑑登録証明書（法人は法務局発行のもの）
- ⑤ 住民票抄本（代表者）
- ⑥ 所有機材調書（様式第3号）
※ 次の器具は必ず所有していなければならない。現在、所有するものを記入すること。
 - ◎ 水準器その他の勾配測量器具 ◎ 電気のこぎり、その他の管切断用器具
 - ◎ 挿入機その他の接合用器具（パイプレンチなど）
- ⑦ 常勤従業員名簿（様式第4号）
- ⑧ 支店又は出張所については、本社からの委任状
- ⑨ 法人にあつては、登記事項証明書（原本）
- ⑩ 法人にあつては、定款のコピー又は規約 ※原本証明が必要
- ⑪ 誓約書（様式第5号）
- ⑫ 店舗と倉庫の所在場所を明らかにする付近見取り図、並びに店舗と倉庫の平面図及び写真（店舗と倉庫それぞれの外部と内部） ※店舗の外部写真には店舗の看板を写すこと
- ⑬ 奈良県排水設備工事責任技術者証の写し（専属の責任技術者全員）

※ 責任技術者の登録事項に変更が生じた場合、排水設備工事責任技術者登録事項変更届（様式第12号）など、追加の書類が必要となりますので、本市HPでご確認いただくか下水道課(0744-27-4411)までお問合せください。

2. 申請期間

申請書類受付期間 **5月8日～5月19日** （ただし、土・日・祝日は除く）

3. 登録手数料

指定手数料 5,000円

同封されている納入通知書の裏面に記載の金融機関窓口で、納入通知書(ミシン目で切取らずに)を渡し登録手数料を納付して領収書(上記②)を受取り申請時に提出してください。

※下水道課では現金の取り扱いをしておりませんのでご注意ください。

4. 更新後の指定工事店証の交付と有効期限

- ① 7月1日付けで指定工事店証を交付します。（6月末に郵送します。）
- ② 有効期限は、令和5年7月1日～令和10年6月30日までの5年間です。

（裏面に続く）

5. 指定工事店の要件

- ① 専属の責任技術者を有していること。(指定工事店専属で市に登録している者に限る。)
- ② 奈良県内に営業に適する店舗を有していること。
- ③ 排水設備工事を行うために必要な機材を有していること。
- ④ 次に掲げる要件のいずれにも該当しないこと。
 - ア 精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者であること。
 - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であること。
 - ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者であること。
 - エ 第11条第1項の規定により指定工事店の指定を取り消された日から2年を経過していないこと。
 - オ 第18条第1項の規定により責任技術者の登録を取り消された日から2年を経過していないこと。
 - カ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由があること。
 - キ 橿原市暴力団排除条例(平成23年橿原市条例第23号)第2条第1号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は同条例第2条第3号に規定する暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)に該当すること。
 - ク 指定を受けようとする者及びその有する責任技術者が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
 - ケ 法人であって、代表者がアからクまでの要件のいずれかに該当する者であること。

※ 以上①～④の要件をすべて備えていなければならない。